

南相馬市地域防災計画

【総則・災害予防対策編】

目 次

【総則・災害予防対策編】

第1部 総則

第1章 計画の目的及び方針	1
第1節 計画の目的及び位置付け	1
第2節 基本方針及び活動目標	2
第3節 計画の運用	6
第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割	7
第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	7
第2節 市民・事業所の責務	13
第3章 市の防災環境	15
第1節 市の概況	15
第2節 災害の発生状況	17
第3節 災害の想定	20
第4節 減災効果	25

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	27
第1節 都市の防災機能の強化	27
第2節 建築物・文化財災害等の安全対策	29
第3節 水害・土砂災害予防対策	32
第4節 津波災害予防対策	36
第5節 火災予防対策	39
第6節 危険物等の災害予防対策	42
第7節 事故災害の予防対策	44
第2章 災害応急対策への備え	50
第1節 防災体制の充実	50
第2節 情報収集伝達体制の整備	51
第3節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	52
第4節 緊急輸送体制の整備	53
第5節 避難施設・体制の確立	54
第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備等	58
第7節 廃棄物処理体制の整備	60
第8節 ライフライン施設災害予防対策	61
第9節 災害時相互応援協定の締結	64
第3章 市民の防災活動の促進	65
第1節 防災教育の推進	65
第2節 防災訓練の充実	68
第3節 自主防災組織等の育成	70
第4節 要配慮者の安全確保	72
第5節 ボランティア等との連携	76

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的及び方針

第 1 節 計画の目的及び位置付け

第 1 計画の目的

南相馬市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、南相馬市で発生する風水害、地震、津波、原子力災害等に対処するため、市及び防災関係機関が相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

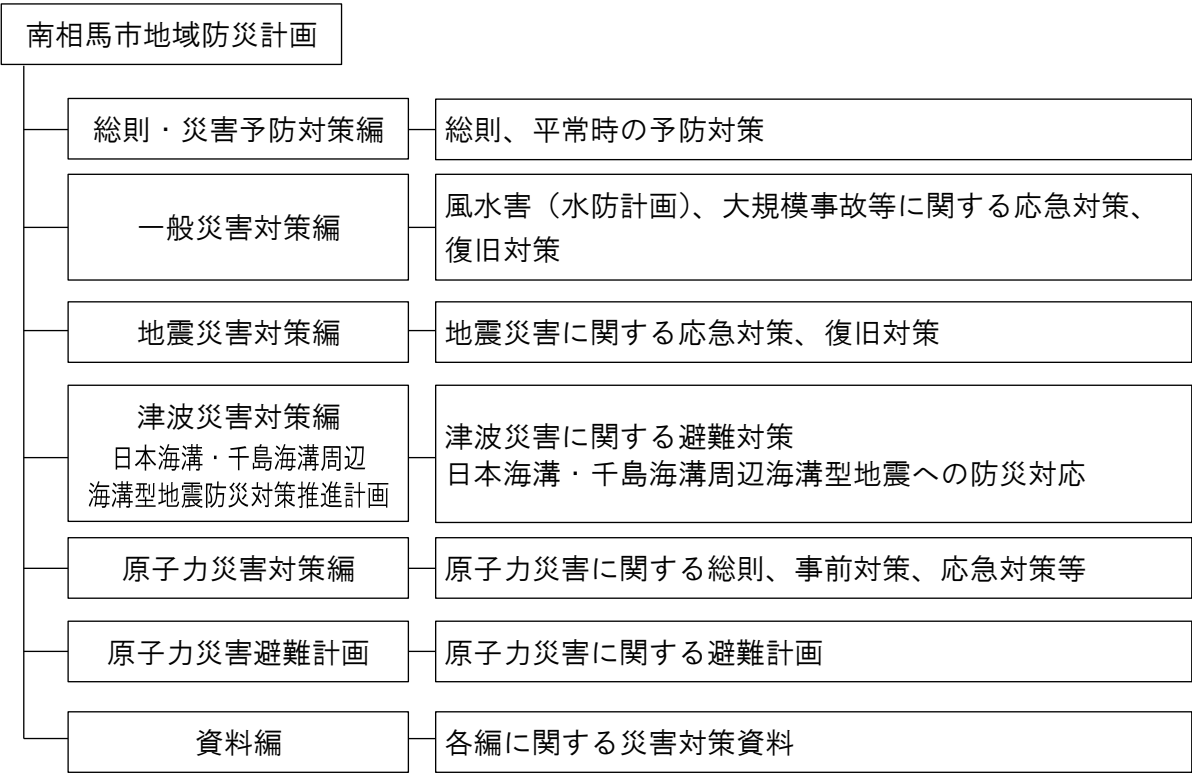
第 2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、南相馬市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成するものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び福島県地域防災計画との連携を有した計画である。

また、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日）第 33 条の規定に基づき、水防管理者である市が作成する水防計画を兼ねる。

第 3 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。



第2節 基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、本計画もこの基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風等では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波や水害・土砂災害が発生し、多くの方々の犠牲や甚大な被害をもたらしているため、激甚化・頻発化する自然災害への対策が重要である。

このため、本市においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、国の防災基本計画で人命が失われないことを最重視するなどとした「減災」の考え方を防災の基本方針とし、「災害に強い安全・安心なまち～南相馬」を目指して、自助・共助・公助一体による地域防災力の強化に努め、ハードとソフトを組み合わせる一体的に減災に向けた対策を推進する。

国の防災基本計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていかなければならない」とした。

2 災害対策本部の初動体制強化

自然災害による被害を最小化するためには、災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧を実施するための備えを十分に行う必要がある。

このため、東日本大震災、令和元年東日本台風等の教訓から作成した「災害時職員行動マニュアル」のほか、災害事象別に部課別の災害応急対策マニュアルなどを作成し、特に風水害では、防災行動計画（タイムライン）を参考に、災害対策本部の初動体制強化に取り組む。

3 防災情報収集伝達手段の多重化・多様化

災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、市民を安全な避難場所へ誘導するためには、避難情報を確実に伝達することが重要である。

このため、被災しても情報収集・伝達が困難とならないよう、防災行政無線等の更新等、情報収集伝達手段の多重化・多様化に取り組む。

4 避難対策の充実・強化

災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要である。また、大規模災害発生時や休日・夜間の災害の場合、市職員の配置には限界がある。

このため、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改訂等を踏まえ、避難指示等の発令基準の明確化、避難場所・避難所指定や避難所設備の改善、そして避難所となる施設の管理者や行政区・自主防災組織等とともに避難所開設運営について協議検討し、避難所運営マニュアル更新等、避難対策の充実・強化を図る。

5 地域防災力の向上

災害時における被害を最小化するためには、行政による「公助」のみならず、自らの命、身体、財産を守る「自助」、地域の安全は自分たちで守る「共助」の取り組みが重要である。

このため、自助としての個人・家庭での知識習得や備蓄、共助としての地域に住む要配慮者への支援、公助としての自主防災活動への支援等により、地域防災力の向上を図る。特に、事前の予想が可能な台風等の風水害では、事前の備えが極めて重要であり、災害から身を守る意識醸成の促進等により、台風等による死者ゼロを目指す。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

大規模災害では、避難所での生活において、生活環境、物資の供給、避難所業務の役割における女性への配慮等について様々な課題があげられている。このため、防災に関する施策・方針決定の過程や防災の現場における女性の参画の拡大など、男女双方の視点に配慮した防災対策に取り組む。

7 要配慮者の避難支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）への支援が必要である。このため、要配慮者の安全確保に努め、避難行動要支援者の避難支援体制の構築や、避難生活への配慮等、要配慮者の避難支援に取り組む。

8 原子力災害対策の推進

東日本大震災での福島第一原子力発電所事故により、本市には避難指示区域が設定され、多くの住民が避難生活を余儀なくされた教訓を踏まえ、原子力災害の被害を防止し、生活の継続と復旧を図るため、市及び防災関係機関が取るべき措置を定めた原子力災害対策を推進する。

第3 活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性の予測が可能なことから、被害を軽減するために情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であるため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【風水害】

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出等活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援の要請、広域的な救助・救急活動の遂行 ・給食、給水の実施 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給 ・通勤・通学等環境の早急な回復
復旧対応	■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

【地震・津波】

発災後の 時間経過	段階名	活動目標
直後	即時対応期	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～ 数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～ 3日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の搜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～ 1週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等
1週間～ 1か月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤・通学等環境の早急な回復
1か月～ 数か月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・被災者の生活再建等ケア ・災害廃棄物等の撤去
数か月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・被災者の生活再建の推進 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第 3 節 計画の運用

第 1 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練及びその他の方法により本計画及び関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、各種防災訓練、防災の出前講座、防災マップの活用等によって、市民に周知徹底を図るものとする。

第 2 計画の修正

市防災会議は、災害対策基本法第 42 条及び水防法第 33 条の規定に基づき、本計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときは、市防災会議に諮り修正する。

第 3 計画の推進

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものである。

市及び防災関係機関は、災害対応を円滑に実施するため、主要な応急対策業務についての具体的な行動手順等を行動マニュアルに定めるとともに、必要に応じてこれに修正を加え、災害時に有効な活動ができるよう努める。

第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割

第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 計画における市及び防災関係機関の実施責任

市及び防災関係機関は、災害対策の基本理念に則り、災害対策を実施する責務を有する。

1 南相馬市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての防災機能を十分に発揮する。

2 福島県

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 その他公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 南相馬市

事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議の事務 (2) 防災組織の整備及び育成指導 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (7) その他の応急措置 (8) 避難対策

- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 相馬地方広域消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
南相馬消防署 小高分署 鹿島分署	(1) 消防用設備等 (2) 危険物の安全及び規制 (3) 災害の警戒及び防除 (4) 消防活動 (5) 災害情報 (6) 市地域防災計画に基づく訓練 (7) 救助及び救護

3 相馬地方広域水道企業団

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬地方 広域水道企業団	(1) 鹿島区への水道供給に係る水道施設の整備 (2) 鹿島区への水道供給に係る水道施設の災害予防及び災害復旧対策の実施 (3) 鹿島区への応急給水

4 福島県

機関の名称	事務又は業務の大綱
相双地方振興局 相双保健福祉事務所 相双農林事務所 相双家畜保健衛生所 相双建設事務所 相双教育事務所 南相馬警察署	(1) 防災組織の整備 (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 緊急輸送の確保 (9) 交通規制、その他社会秩序の維持 (10) 保健衛生 (11) 文教対策 (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 (13) 災害救助法に基づく被災者の救助 (14) 被災施設の復旧 (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福島労働局 (相馬労働基準監督署)	(1) 工場事業場における労働災害の防止

東北農政局 (福島県拠点)	(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局 (磐城森林管理署、 原町森林事務所、 原町治山事務所)	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給
東北地方整備局 (磐城国道事務所、 原町維持出張所)	(1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (3) 洪水予警報等の発表及び伝達 (4) 水防活動の支援 (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保 (6) 被災直轄公共土木施設の復旧 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
仙台管区气象台 (福島地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区 海上保安本部 (福島海上保安部)	(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (2) 災害時における管内防災関係機関との連携 (3) 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保 (4) 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策 (5) 防災に関する啓発活動、訓練

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
福島駐屯地 第44普通科連隊	(1) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便（株）	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本赤十字社	(1) 医療、助産等救護の実施 (2) 義援金の募集 (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	(1) 気象・災害情報等の放送 (2) 県民に対する防災知識の普及
東日本高速道路（株）	(1) 道路の耐災整備 (2) 災害時の応急復旧 (3) 道路の災害復旧
東日本旅客鉄道（株）	(1) 鉄道施設等の整備及び防災管理 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 (3) 災害時における応急輸送対策 (4) 被災鉄道施設の復旧
通信事業者 東日本電信電話（株）、 エヌティティ・コミュニケーションズ（株）、 （株）NTTドコモ、 KDDI（株）、 ソフトバンク（株）	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災電気通信施設の復旧
運輸業者 日本通運（株）、 福山通運（株）、 佐川急便（株）、 ヤマト運輸（株）、 西濃運輸（株）	(1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
電力事業者 東北電力（株）、 東北電力ネットワーク（株）相双 電力センター	(1) 電力供給施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災電力施設の復旧
東京電力ホールディングス（株）	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
バス機関 （公社）福島県バス協会、 福島交通（株）	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関 福島テレビ（株）、 （株）福島中央テレビ、 （株）福島放送、 （株）テレビユー福島、 （株）ラジオ福島、 （株）エフエム福島	(1) 気象（津波）予報、警報等の放送 (2) 災害状況及び災害対策に関する放送 (3) 放送施設の保安 (4) 県民に対する防災知識の普及
新聞社 （株）福島民報社、 福島民友新聞（株）	(1) 災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者 （公社）福島県トラック協会	(1) 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(一社)福島県医師会、 (公社)福島県歯科医師会、 (一社)福島県薬剤師会、 (公社)福島県看護協会、 (公社)福島県診療放射線技師会	(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力
(一社)福島県LPガス協会	(1) 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付
(一社)福島県警備業協会	(1) 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

9 公共的団体及び防災上重要な機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふくしま未来農業協同組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 農作物災害応急対策の指導 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (4) 被災組合員に対する融資のあっせん
相馬地方森林組合	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資のあっせん
相馬双葉漁業協同組合 鹿島支所	(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資のあっせん (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立 (4) 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん
原町商工会議所、 小高商工会、 鹿島商工会、 商工業関係団体	(1) 県、市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	(1) 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
(一社)相馬郡医師会、 相馬歯科医師会、 相馬薬剤師会	(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力
社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における受入者の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の受入及び保護 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設等の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練 (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
燃料供給業者	(1) 施設の安全管理 (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備 (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立

ガス供給事業者 相馬ガス（株）、 原町地区エルピーガス保 安協議会	(1) 安全管理の徹底 (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
自治組織 行政区自主防災会、 南相馬市女性消防隊	(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染 症予防物資の配給及び防犯等に対する協力 (2) 市が実施する応急対策についての協力
南相馬市原町建設業組合、 南相馬市小高建設業組合、 南相馬市鹿島建設業組合	(1) 防災対策資機材及び人員の確保に対する協力 (2) 災害時における緊急輸送路の確保、障害物撤去、応 急仮設住宅の建設及びその他応急復旧対策に対する協 力
南相馬市管工事協同組合等	(1) 災害時における上下水道管応急復旧対策に対する協 力
多数の者が出入りする事業 所等	(1) 避難誘導、消火施設等の点検整備の実施 (2) 従事者等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の 実施
相馬地方防火安全協会	(1) 防火対象物の消火、通報及び避難の訓練 (2) 避難施設等の維持管理・案内 (3) 危険物による火災の防止及び防火思想を普及高揚す るための啓発宣伝 (4) 危険物に関する諸法規の研究・手続きの指導並びに 危険物取扱者及び防火責任者の教育指導 (5) 会員相互の協力援助 (6) 危険物取扱いに関する功労者の表彰 (7) 消防行政への協力援助 (8) その他防火上必要な事項

第2節 市民・事業所の責務

第1 市民の責務

1 市民の責務

市民は、災害対策の基本理念に則り、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

平常時の準備	(1) 家具などの転倒防止対策の実施 (2) ブロック塀やガスボンベの補強・固定 (3) 家庭内備蓄の実施（最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水） (4) 非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備 (5) 消火器の設置と点検 (6) 災害時の行政からの情報を入手する手段の確認 (7) 災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法の確認 (8) 災害時の家庭内の連絡方法の確認 (9) 自宅周辺の危険箇所の把握 (10) 隣近所との協力体制の確保
応急対策活動への協力	(1) 正しい情報を入手する手段の確保 (2) 自らの身を守るための避難等の適切な行動 (3) 自宅や自宅周辺の状況確認と火災の初期消火 (4) 近隣の負傷者や要配慮者の行動の補助 (5) 指定避難所の運営への協力 (6) 市民相互の協力や市の防災事業への協力 (7) 公共機関、自主防災組織及びボランティア等の活動への協力

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した自主防災体制の確立を図る。

平常時の準備	(1) 防災知識の普及 (2) 地域の災害危険の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 火気使用設備器具等の点検 (5) 防災用資機材の整備 (6) 地区防災計画の作成
応急対策活動への協力	(1) 地域の災害情報の収集・伝達 (2) 出火防止・初期消火 (3) 住民の避難誘導 (4) 負傷者の救出・救護 (5) 給食・給水等の活動 (6) 市の防災事業への協力

第2 事業所の責務

事業所は、防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、発災直後の応急措置や帰宅困難となる場合に備え、防災資機材、食料、飲料水の備蓄に努める。

さらに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

第 3 章 市の防災環境

第 1 節 市の概況

第 1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、平成 18 年 1 月 1 日に旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の 1 市 2 町が合併して誕生した。東北地方の南東部、福島県浜通り地方の北部に位置し、面積 398.58 平方 km である。北は相馬市、西は飯舘村、南は浪江町に接し、東は太平洋に面している。東京からの距離は 292km で、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間にある。

2 地形及び地質

本市は、東は太平洋、西は阿武隈高地に接し、阿武隈高地東縁の山地と福島県浜通り低地帯から構成され、標高 656m から海岸部に至る。山地部では、山頂に残る平坦面・緩斜面と、深く開析する小高川・宮田川・新田川・太田川・真野川等の谷底があり、その比高（起伏量）は 300 m を超えるところが多い。主な山は八丈石山、八森山、国見山がある。

地質構成も多種多様で変化に富む。中央部を南北に走る双葉断層東側の地域には、断層に接して中生代の固結堆積物が発達している。その東側の丘陵地域には、新第三紀中新世から鮮新世の固結堆積物や半固結堆積物が分布している。

また、丘陵地の一部やその間の平地には、段丘や海岸平地を構成する第四紀の未固結堆積物が分布している。双葉断層西側の隣接地域には、古生代の固結堆積物、中生代の火山性堆積物、花崗岩質岩石などが分布している。

3 気象

本市の気候は、太平洋の影響を受け夏は涼しく、冬は温暖な海洋性気候で、過去 30 年の平均値（1991～2020 年）では、年平均気温が 12.7℃（観測点：相馬）、年降水量は 1,387.9mm（観測点：原町）となっている。風は、10 月から 4 月が北西、5 月から 9 月が東よりとなっている。降雨は、梅雨時と台風シーズンが多い。冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降水量が少なくなる。

4 活断層

阿武隈高地東縁部には、複数の活断層が認められており、本市の中心には双葉断層が走っている。双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、阿武隈高地東縁部では、断層線に沿って河川、山脚の横ずれ変異が認められている。

また、新田川以北では、活断層の存在を表す指標である確実度がⅠ、活断層の過去（第四紀）における活動を表す指標である活動度が B、長さ 18km であり、新田川以南では確実度Ⅱ、活動度 B、長さ 37km に及ぶ。

一般に、地震の規模が大きいほど、活断層の長さは長くなる傾向があり、「双葉断層の長期評価について」（地震調査研究推進本部 平成 17 年）によれば、双葉断層全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8-7.5 程度の地震が発生する可能性がある。

第 2 社会的条件

1 人口

本市の住基人口・世帯数は、令和 6 年 1 月 31 日現在、56,580 人、24,332 世帯である。

【地区別人口及び世帯数】

区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)
小高区	2,623	6,321	3,086	3,235
鹿島区	3,688	9,742	4,847	4,895
原町区	18,021	40,517	20,299	20,218
合計	24,332	56,580	28,232	28,348

出典：南相馬市 住民基本台帳人口（令和 6 年 1 月 31 日現在）

年齢 3 区分別人口は次のとおりであり、令和 6 年 1 月 31 日現在、年少人口は 4,974 人、生産年齢人口は 30,448 人、65 歳以上の老年人口は 21,158 人となっている。

【年齢 3 区分別人口】

区名	人口 (人)	年少人口 (人) 0～14 歳	生産年齢人口 (人) 15～64 歳	老年人口 (人) 65 歳以上
小高区	6,321	336	3,047	2,938
鹿島区	9,742	926	5,080	3,736
原町区	40,517	3,712	22,321	14,484
合計	56,580	4,974	30,448	21,158

出典：南相馬市 住民基本台帳人口（令和 6 年 1 月 31 日現在）

2 交通

(1) 道路

浜通りの基軸である国道 6 号及び常磐自動車道が市域を南北に貫いている。東西には、県道原町川俣線、県道原町浪江線が本市と中通りとを結んでいる。

(2) 鉄道

J R 常磐線がいわき市と仙台市とを結んでいる。本市には、鹿島駅、原ノ町駅、磐城太田駅、小高駅、桃内駅の 5 駅がある。

3 土地利用

本市の土地利用は、山林が 42.68%と最も広い面積を占め、次いで田が 16.48%、畑が 6.34%となっている。

【地目別土地利用面積】

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積(ha)	65,638	25,266	22,718	170,044	6,645	12,770	95,294
構成比(%)	16.48	6.34	5.70	42.68	1.67	3.21	23.92

出典：南相馬市統計集 「まち D ス 2022」

第2節 災害の発生状況

第1 風水害

1 風水害の傾向

新田川、太田川、小高川、真野川、宮田川等流域の低地では、低平な土地のため氾濫の危険性が高いが、段丘上にある市街地でも、排水不良による内水氾濫によって浸水被害が繰り返し発生している。

特に、近年の浸水履歴では、1時間降水量が20mmを越えると頻繁に内水氾濫による被害が発生しており、場合によっては1時間降水量が15mm程度であっても被害が発生している。

昭和50年以降の災害履歴から、本市の風水害の発生件数を月ごとに整理すると、8月から10月に風水害の発生が多く、その主な気象要因は台風である。

また、近年、全国の各地で短時間に降雨が集中するいわゆるゲリラ豪雨による被害も見られており、台風に限らず水害が発生している。

2 令和元年台風第19号

（1）気象状況

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、西へ進みながら急速に発達し、猛烈な勢力を維持したまま北上し、12日19時前に伊豆半島に上陸、勢力を維持したまま関東地方を北東へ進み、13日未明には福島県を通過、明け方には宮城県沖に抜け、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧となった。

福島県では、10月11日から雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となった。

原町観測点では、10月13日の最大24時間降水量が271.0mm（13日01時20分）となった。

（2）被害

この被害により新田川等の河川で溢水が発生、住家の全壊6棟、大規模半壊6棟、半壊292棟、準半壊1棟、一部破損252棟の被害が発生した。（令和4年3月31日現在：南相馬市資料）

また、水源地の水没等により鹿島区全域、原町区の一部で断水となった。

3 令和5年台風第13号

（1）気象状況

福島県では、日本の南で発生した台風第13号及び台風第13号から変わった熱帯低気圧の影響により温かく湿った空気が流れ込み、9月8日から9日にかけて大気の状態が非常に不安定となった。このため、浜通りを中心に8日夜から9日朝にかけて断続的に激しい雨や非常に激しい雨が降り、局地的に猛烈な雨が降った。8日夜には線状降水帯が発生した。

原町観測点では、最大1時間降水量が71.0mmと、観測史上1位の値を更新し、8日9時から9日12時までの総雨量は186.0mmと、9月の平年の月降水量に匹敵する大雨となった。

（2）被害

この被害により主に小高区・原町区で内水氾濫が発生、住家の半壊17棟、準半壊1棟、一部破損61棟の被害が発生した。（令和5年11月17日現在：南相馬市資料）

第2 土砂災害

土砂災害としては、崩壊、地すべり、土石流等が挙げられる。土砂災害は、降雨、融雪、地震動等の現象を誘因として発生する。

本市には、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域として 180 地区が指定されている。

また、地すべり危険箇所が 2 箇所、土石流危険渓流が 54 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が 94 箇所、山腹崩壊危険地区 91 箇所（民有林 90 箇所・国有林 1 箇所）、地すべり危険地区 3 箇所（民有林における農水省指定 3 箇所）、崩壊土砂流出危険地区 131 箇所（民有林 123 箇所・国有林 8 箇所）が存在している。

なお、令和元年台風第 19 号では、原町区大原地内で土砂流入により住家 1 棟が全壊となった。

第3 地震・津波災害

1 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード 9.0 の地震で、市内では最大震度 6 弱の揺れを観測した。この地震により、浜通り沿岸に大津波が押し寄せ、鹿島区では津波最大浸水深 15m を記録した。南相馬市全域では津波により全壊 1,165 世帯、地震により全壊 66 世帯等、4,532 世帯の住家被害を受けた。（平成 26 年 3 月 31 日現在：南相馬市資料）

また、同年 4 月 11 日には浜通りを震源として、マグニチュード 7.0 の余震が発生し、いわき市等では震度 6 弱を、本市でも震度 4 を観測した。

これらの影響で本市は、福島県内でも最も多い死者 1,050 名、行方不明者 111 名、負傷者 59 名（令和 5 年 3 月 1 日現在：総務省消防庁 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第 163 報））の人的被害を蒙った。

2 その他の地震

（1）令和 3 年福島県沖の地震

令和 3 年 2 月 13 日 23 時 7 分に福島県沖でマグニチュード 7.3 の地震が発生し、南相馬市では震度 6 弱を観測した。この地震により軽傷者 4 人、住家の全壊 3 棟、準半壊 3 棟、一部破損 193 棟の被害が発生した。（令和 4 年 3 月 23 日現在：南相馬市資料）

（2）令和 4 年福島県沖の地震

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分に福島県沖でマグニチュード 7.4 の地震が発生し、南相馬市では震度 6 強を観測した。鹿島区では停電及び水道管の損壊により断水が発生、軽症者 5 人、住家の全壊 14 棟、大規模半壊 14 棟、中規模半壊 19 棟、半壊 141 棟、準半壊 275 棟、一部破損 3,353 棟の被害が発生した。（令和 5 年 11 月 17 日現在：南相馬市資料）

第4 原子力災害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震・津波により、東京電力（株）福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失して原子炉冷却に支障が発生し、炉心溶融やそれに伴う格納容器の破損等により放射性物質が漏えいする原子力事故が発生した。

平成 23 年 3 月 12 日 18 時 25 分に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、福島第一原子

力発電所から半径20km圏内の住民に「避難指示」が出され、同年3月15日11時には福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内の住民に「屋内退避指示」が出された。

その後、同年4月21日11時の原子力災害対策本部長からの指示により、同年4月22日0時から福島第一原子力発電所から半径20km圏内が「警戒区域」として設定された。

また、福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内の住民に出されていた「屋内退避指示」は解除されたものの、20km圏外に「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定された。

平成24年3月30日に警戒区域、計画的避難区域を含む避難指示区域等を見直すことが決定し、同年4月16日には、警戒区域は解除され、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」が設定された。

これにより、区域への立入りが可能となったが、自由に自宅等での宿泊ができない等、引き続き、多くの住民等が避難生活を余儀なくされた。

その後、平成28年7月12日午前0時をもって帰還困難区域を除く避難指示区域が解除された。

第3節 災害の想定

第1 風水害

真野川、新田川、太田川、小高川の浸水被害について、県が最大規模の降雨を想定したシミュレーションを実施し、市は、その結果を基に令和5年6月に、浸水想定区域、令和元年台風第19号等の浸水範囲等を示した「南相馬市防災マップ」を作成し配布している。

これによると、河川沿いの低地を中心に浸水を想定している。

第2 土砂災害

土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所において、斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害の発生が想定される。このうち、避難等が必要な土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域については、「南相馬市防災マップ」に示している。

第3 地震・津波災害

県は、令和元年から令和4年にかけて地震・津波が発生した場合の被害を想定し、「福島県地震・津波被害想定調査報告書」（令和4年11月）を公表した。

この調査では、県に大きな被害をもたらす地震として、3地震及び市町村庁舎直下で発生する地震を想定している。

1 地震

（1）想定地震等

想定地震は、次のとおりである。

また、想定される被害が異なる3種類のシーン（冬5時・夏12時・冬18時）を設定して行っている。

【想定地震の概要】

地震名	マグニチュード※
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8、Mw7.1
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7、Mw7.0
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0、Mw9.0
④ 各市町村直下の地震	Mj7.3、Mw6.8

※ Mj：気象庁マグニチュード Mw：モーメントマグニチュード

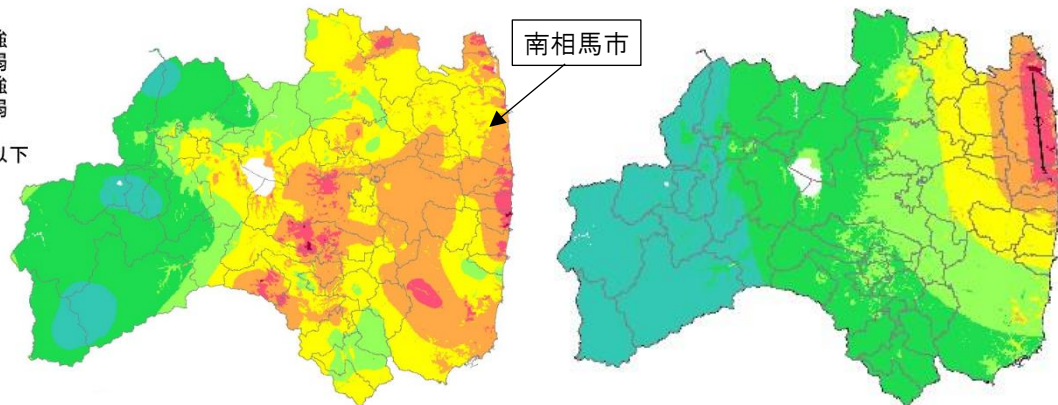
（2）地震動・液状化

それぞれの地震による市域の想定最大震度は、次のとおりである。

【想定最大震度】

地震名	想定最大震度
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	5 弱
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	5 弱
③ 想定東北地方太平洋沖地震	6 強
④ 各市町村直下の地震	7

震度階級



想定東北地方太平洋沖地震

市直下（市役所）の地震

なお、右上図は市役所の直下に Mw6.8 の地震が発生した時の震度分布及びその想定震源断層（黒線）を示す。

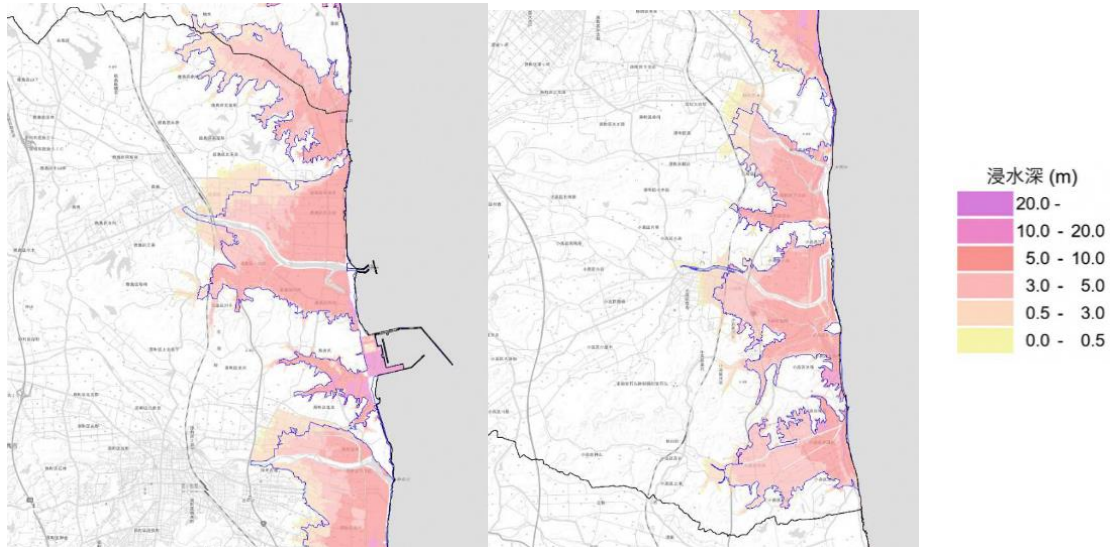
また、液状化危険度は、河川沿いの低地で、「高い」と想定された。

2 津波

想定東北地方太平洋沖地震津波による津波の浸水深は、次のとおりである。

津波の到達範囲は、東北地方太平洋沖地震と比較して、河川沿いの低地でやや拡大している。

項目	鹿島海岸	原町海岸・小高海岸
影響開始時間	13 分	13 分
第一波到達時間	49 分	44 分
浸水面積	4,418ha	



想定東北地方太平洋沖地震による津波の浸水深

また、津波浸水による影響人口は、次のとおりである。

項目		影響
海岸から2km程度内陸までの30cm浸水時間		40～70分
津波浸水による 影響人口	浸水深30cm未満	180人
	浸水深30cm以上1m未満	450人
	浸水深1m以上	2,180人

3 被害

3つの想定地震のうち、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震は、震度が5弱程度のため、被害はほとんど予測されなかった。

一方、想定東北地方太平洋沖地震は、震度6強の揺れにより建物被害（全壊・焼失）1,269棟、半壊3,105棟、死者96人等の大きな被害が予測された。

被害の詳細は、次のとおりである。

【想定東北地方太平洋沖地震の被害】

* わずか、0 被害なし

時刻・時季			冬・5時	夏・12時	冬・18時
風速			8m/s	8m/s	8m/s
建物被害	全壊・ 焼失	液状化	116棟	116棟	116棟
		揺れ	126棟	126棟	126棟
		急傾斜地	5棟	5棟	5棟
		津波	912棟	912棟	912棟
		火災	0棟	0棟	110棟
	合計		1,159棟	1,159棟	1,269棟
	半壊	液状化	620棟	620棟	620棟
		揺れ	1,799棟	1,799棟	1,799棟
		急傾斜地	10棟	10棟	10棟
		津波	676棟	676棟	676棟
	合計		3,105棟	3,105棟	3,105棟
火災	出火 件数	全出火	1件	2件	3件
		炎上出火	0件	1件	1件
		残出火	0件	0件	1件

人的被害	死者	建物倒壊	4人	2人	4人
		（うち屋内収容物等）	1人	1人	1人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	91人	81人	87人
		火災	0人	0人	4人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	96人	83人	96人
	負傷者	建物倒壊	225人	196人	198人
		（うち屋内収容物等）	25人	20人	19人
		急傾斜地崩壊	1人	*人	*人
		津波	12人	7人	10人
		火災	0人	0人	50人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	237人	204人	258人
	重傷者	建物倒壊	6人	10人	8人
		（うち屋内収容物等）	5人	4人	3人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	6人	4人	5人
		火災	0人	0人	20人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	13人	14人	33人
	要配慮者				
	死者	建物倒壊	1人	*人	1人
		（うち屋内収容物等）	*人	*人	*人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	17人	15人	17人
		火災	0人	0人	1人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	18人	16人	18人
	負傷者	建物倒壊	43人	37人	38人
		（うち屋内収容物等）	5人	1人	4人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	2人	1人	2人
		火災	0人	0人	10人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	45人	39人	49人
	重傷者	建物倒壊	1人	2人	1人
		（うち屋内収容物等）	1人	1人	1人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		津波	1人	1人	1人
		火災	0人	0人	4人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
		合計	2人	3人	6人
	要救助者（地震）		9人	11人	11人
	要救助者（津波）		149人	79人	101人
ライフライン被害	電力停電率		66.9%		
	断水率		27.8%		
	下水道機能支障率		18.0%		
	都市ガス供給停止率		0.0%		
	LPGガス機能支障率		1.2%		
	通信不通率		66.9%		
	避難者数（被災1日後）		3,395人	2,975人	3,259人
要配慮避難者数（被災1日後）		648人	568人	622人	
災害廃棄物		346,770 t	346,770 t	444,883 t	
津波堆積物		1,034,083 t	1,034,083 t	1,034,083 t	

一方、市直下の地震で予測された被害は、次のとおりである。

【市直下の地震の被害】

建物被害	全壊棟数	4,668 棟					
	全壊率	9.0%					
	半壊棟数	10,938 棟					
	半壊率	21.1%					
人的被害	時刻・時季	夏			冬		
		5 時	12 時	18 時	5 時	12 時	18 時
	死者	239 人	112 人	199 人	239 人	112 人	199 人
	負傷者	2,141 人	1,764 人	1,735 人	2,141 人	1,764 人	1,735 人
	重傷者	351 人	261 人	280 人	351 人	261 人	280 人

第4 原子力災害

原子力災害は、廃止措置が決定された福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において重大な事故等が発生し、それに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる災害を想定する。

第4節 減災効果

今後、市民による建物耐震化や防災知識の向上等の対策行動が進展することにより、建物被害及びそれによる人的被害、津波からの迅速な避難による人的被害の軽減が期待できる。

想定東北地方太平洋沖地震の被害について、これらの減災効果を次に示す。

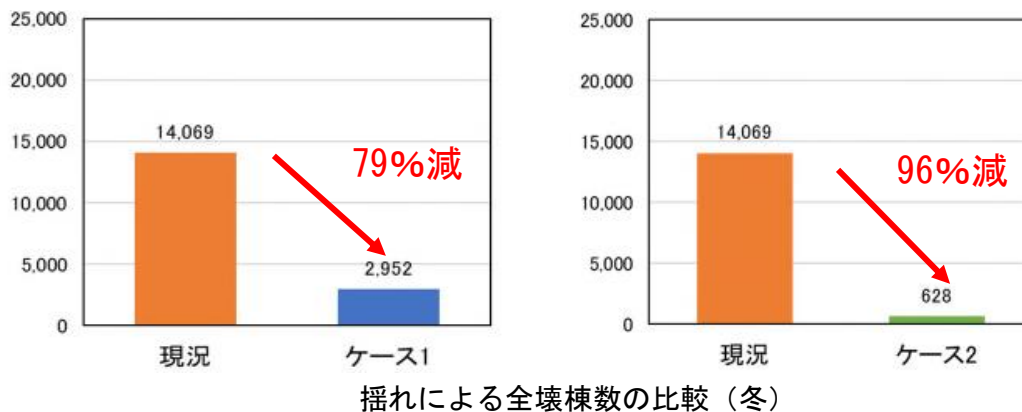
第1 建物の耐震化による効果

建築基準法の耐震基準は昭和56年（1981年）6月に大幅に見直されており、過去の大規模地震では、この見直し以前の耐震基準の建物に被害が多く発生している。

これらの建物の耐震化が行われた場合、減災効果は次のとおりとなる。

ケース1：現況の旧耐震基準（1980年以前）の建物が、全て耐震対策を行い新耐震基準相当の建物になった場合

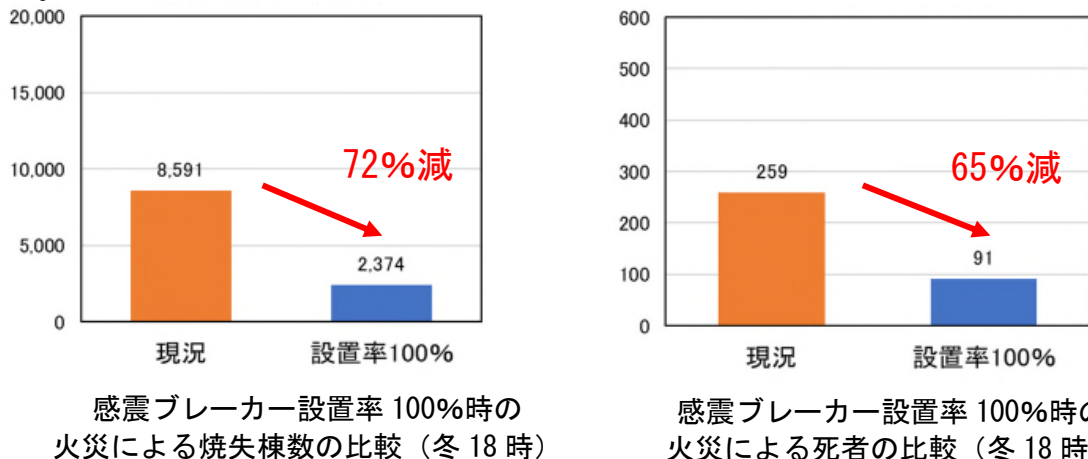
ケース2：木造の全ての建物が2002年以降の建物に建て替わった場合



第2 感震ブレーカーの設置による効果

地震時の電気火災の要因を解消するには、ブレーカーを落とす等の電気の遮断が有効であるが、居住者自身が行うことには困難が伴うと考えられる。そこで、「感震ブレーカー」を設置することで、自動的に電気を遮断でき、電気火災を減らすことが期待されている。さらに、倒壊によって出火した家屋内における死者、延焼拡大時の逃げまどいによる死者を減少させることが可能である。

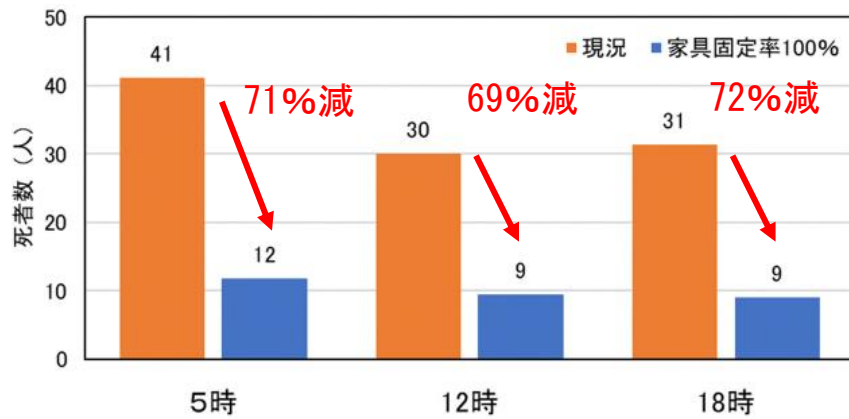
感震ブレーカーを設置した場合、火災による焼失棟数及び死者数の減災効果は、次のとおりとなる。



第3 屋内収容物等の転倒防止対策による効果

大規模地震では、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物による死者が発生する。

家具等の転倒、落下防止対策の実施率（家具固定率）が100%になった場合、減災効果は次のとおりとなる。

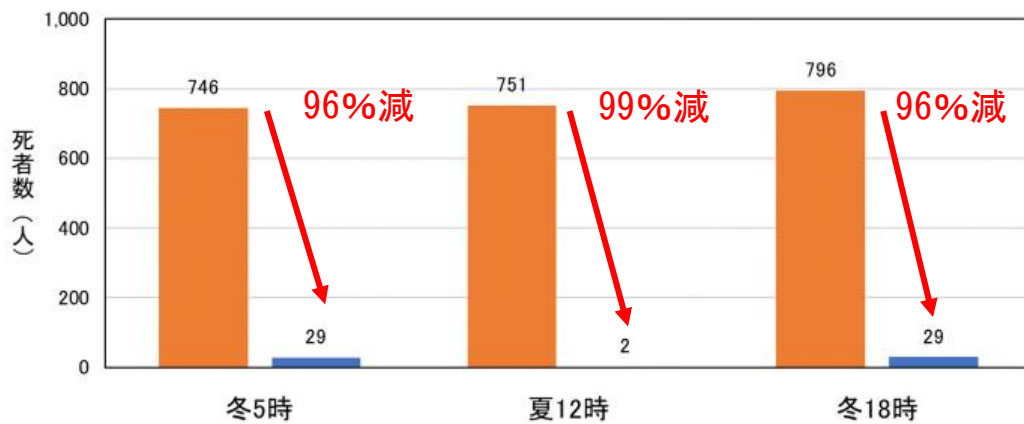


家具固定率100%時の屋内収容物等による死者数の比較

第4 津波に対する避難意識向上による効果

地域で津波避難訓練を定期的に行い、津波に対する避難への意識向上と早期避難行動の実施が進めば、人的被害を減らせることができると考えられる。

避難意識が向上した場合、人的被害の減災効果は次のとおりとなる。



避難意識パターンの違いによる死者数の比較

第 2 部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

担当	【市】復興企画部・建設部・関係各課・施設管理課
----	-------------------------

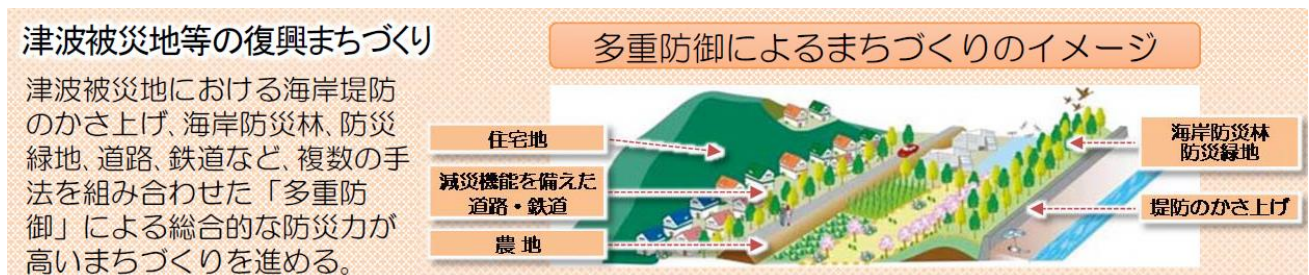
第1 市街地の整備

1 災害に強い土地利用の推進

市（企画課・都市計画課）は、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本に、事前防災、減災等の観点を踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進する。

津波被災地域では、防潮堤、道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備等の多重防御により防災機能の向上を図る。

また、令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修、堤防強化、土砂浚渫等の取組を推進する。



【津波被災地の復興まちづくりのイメージ】

出典：南相馬市都市計画マスタープラン（平成30年3月）

2 市街地の整備

市（都市計画課）は、市街化区域の防災機能を向上させるため、「南相馬市都市計画マスタープラン」等に基づき、民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備及び公共空地の確保等の施策推進に努める。

第2 防災空間の確保

1 自然的災害の防止や緩和に資する緑地

市（都市計画課）は、「南相馬市都市計画マスタープラン」等に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林等の指定区域を積極的に保全する。

2 都市公園等の整備

都市公園等は、災害時の延焼防止、避難場所あるいは応急活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

市（都市計画課・施設管理課）は、避難場所となる近隣公園や、集合場所となる身近な街区公園などを、その配置や規模等の検討を行いながら整備する。

3 道路の整備

市（土木課）は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急及び消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークを計画的に整備する。

整備にあつては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を検討する。

また、橋梁長寿命化修繕計画（令和4年4月改訂）に基づき、将来にわたって持続的かつ効率的な維持管理を行う。

4 オープンスペースの確保

市（関係各課）は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施しその把握に努める。

第2節 建築物・文化財災害等の安全対策

担当	【市】復興企画部・建設部・教育委員会事務局・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	---

第1 建築物等の耐震対策

1 建築物の耐震性の強化

（1）耐震改修促進計画

市（危機管理課・建築住宅課）は、南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）に基づき、建築物の耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標として耐震化を促進する。

市が実施する支援策等の概要は次のとおりである。

ア 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策について普及啓発に努める。

また、木造住宅の耐震診断、住宅の耐震改修、ブロック塀等の撤去・改築等に対し、費用の一部を負担する事業を実施する。

イ 耐震診断のための環境整備

地域の建築士及び大工・工務店の連携体制の整備、技術向上に努める。

また、市広報紙や行政区長会議等市主催の各種会議等で、啓発活動に努める。

ウ ハザードマップの公表等

地震のゆれやすさ等の被害範囲や避難場所等を図示し、公表している「地盤のゆれやすさマップ」により啓発を図る。

また、県が作成したパンフレットを活用し、普及啓発を図る。

エ 相談体制の整備

建築相談の窓口を設置し、市民からの建築相談に応じる体制の整備に努める。

（2）建築物の耐震性の強化

市（建築住宅課）は、県と連携して特定既存耐震不適格建築物について、耐震診断の実施等を促し、診断結果の公表や指導・助言を行う。

（3）公共建築物の耐震化等

市（施設管理課）は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

また、南相馬市公共施設等総合管理計画（令和4年3月一部追加）に基づき、全市的・長期的な視点を持って、公共施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保全管理を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定制度の整備

市（建築住宅課）は、県と連携して、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」による判定活動体制の構築を行う。

3 窓ガラス等の落下物防止対策

市（建築住宅課）は、県と連携して、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- （1）容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び市地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で、地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- （2）実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- （3）建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

市（建築住宅課）は、南相馬市耐震改修促進計画（令和3年7月）による対策のほか、県と連携して、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- （1）住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- （2）市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- （3）ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては取り壊し改修又は建て替えを奨励する。
- （4）ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

5 建築物の不燃化の促進

（1）防火・準防火地域の指定

市（都市計画課）は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

（2）建築物の防火の促進

市（建築住宅課）は、新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき県と協力し指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

学校、病院、大型店舗等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護の防災に関する普及啓発

文化財に対する防火意識の普及及び火災予防の徹底を図るため、市教育委員会（文化財課）は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者（文化財課）等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者（文化財課）等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、市教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

市教育委員会（文化財課）、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第3節 水害・土砂災害予防対策

担当	【市】 復興企画部・健康福祉部・こども未来部・農林水産部・建設部・農業委員会事務局 【関係機関】 相双建設事務所・相双農林事務所
----	---

第1 河川の災害予防対策

1 河川整備

（1）二級河川の整備

県は、小高川水系、宮田川水系、真野川水系、新田川水系及び太田川水系の全体計画に基づいた改修整備を推進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。

また、流域での保水・遊水機能を向上するため、治水緑地、多目的遊水池などを整備する。

（2）市管理河川

市（土木課）は、雨水排水計画を策定し、公共下水道との整合を図りながら雨水排水整備を図る。

2 水防体制の整備

（1）水防体制の確立

市（危機管理課・土木課）は、一般災害対策編第3部「水防計画」に基づき、水防体制の確立を図るとともに、関係機関・団体にその周知徹底する。

（2）情報伝達体制・避難体制の確立

市（危機管理課・土木課・農林整備課）は、大雨による洪水被害やダムの緊急放流、ため池の決壊等が予想される場合の監視、情報伝達体制及び避難体制について、住民及び関係者に周知徹底する。

3 避難体制の整備

（1）洪水浸水想定区域等の公表

市（危機管理課・土木課）は、県から洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難場所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

（2）要配慮者利用施設等の避難体制の整備

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ等による当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を定める。

また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、避難確保が必要な施設の名称及び所在地を市地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための助言等を行う。

当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。

第2 高潮・浸食等の予防対策

1 海岸の保全

県は、海岸保全基本計画を策定し総合的な海岸管理を実施する。

- (1) 砂浜海岸においては、高潮による越波災害や海岸侵食を防ぐため、堤防の強化・面的防護施設の整備を図るとともに、安定した海浜を確保する。
- (2) 侵食の著しい崖海岸においては、消波堤の整備を図り、侵食の防止を図る。
- (3) 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸においては、老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化、回復を図る。

2 避難体制の整備

市（危機管理課）は、県から浸水想定区域が指定・公表された場合、高潮ハザードマップを作成に努め、洪水と同様の避難体制を整備する。

第3 下水道の予防対策

1 下水道の整備

市（下水道課）は、大雨等による市街地における浸水等の防止を図るため、雨水幹線排水路、雨水排水施設（ポンプ等）の整備を推進する。

また、施設の耐震診断や耐震工事、耐水化を計画的に推進する。

2 避難体制の整備

市（危機管理課・下水道課）は、想定される最大規模の雨水出水（内水）によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。雨水出水浸水想定区域を指定した場合は、雨水出水（内水）ハザードマップを作成し、避難体制を整備する。

第4 その他施設の維持補修

市（農林整備課）は、大雨等による堤防の決壊を未然に防止するため、各ため池について定期的に危険度等についての点検を行い、緊急性の高いため池について県に報告し、その整備促進を図る。

なお、市（農林整備課）は、ため池緊急点検マニュアルを整備し点検する。

また、防災重点農業用ため池について、決壊した場合に想定される浸水範囲等を図示した、ため池ハザードマップを作成し、周知する。

第5 土砂災害の予防対策

1 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域

及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

2 土砂災害警戒区域における対策

（1）警戒避難体制の整備

市（危機管理課）は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

（2）要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定め、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達、避難確保計画の作成のための助言等を行う。

また、当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、その訓練結果を市長に報告する。

（3）土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市（危機管理課・土木課）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等についてハザードマップを作成し、住民に周知する。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為に対し対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると判断した場合に限り許可し、建築物の構造の規制、建築物の移転等の勧告を行う。

4 治山対策

県は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施及び地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

5 宅地防災対策

（1）宅地造成に伴う災害防止の周知

県は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

（2）がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域※に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県、市（建築住宅課）が一体となって移転について指導し、移転を実施する者には補助金を交付する。

※建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」

（3）液状化対策等

市（都市計画課）は、大規模盛土造成地の位置や規模等を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第6 盛土による災害防止対策

県及び市（農林整備課・土木課・都市計画課・農業委員会事務局）は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画及び避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第4節 津波災害予防対策

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	---

第1 海岸保全施設の整備

県は、高潮や津波等の浸水を防止するため、今後も海岸保全施設の新設・強化を推進する。

また、市（農林整備課・土木課）は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行う。

第2 津波避難施設等の整備

1 津波監視体制の整備

市（危機管理課）は、次により津波監視体制の整備を図る。

（1）津波監視の方法

津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図る。

（2）津波監視担当者の選任

有人監視を行う場合は、地震発生後等に速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

（3）津波監視場所の情報伝達手段の確保

有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設等の整備を図る。

2 指定緊急避難場所の指定・周知

（1）指定緊急避難場所の指定

市（危機管理課）は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

（2）指定緊急避難場所の周知

市（危機管理課）は、ハザードマップ、ホームページ等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知する。

また、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対して周知するため、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、緊急避難場所を示す標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、津波に対応することを示すものとする。

第3 津波情報伝達体制の整備

1 防災無線施設の維持

市（危機管理課）は、海岸地域に整備した防災行政無線屋外拡声子局の維持管理を行い、緊急時に機能するよう定期的に点検を実施する。

2 情報伝達体制の整備

津波情報が住民や海浜利用者に伝達できるよう、消防団等と協力して、体制を整備する。

第4 津波避難計画の周知等

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

（1）津波ハザードマップの作成

市（危機管理課）は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、避難対象地域や緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

（2）津波災害危険区域の指定

市（危機管理課）は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

（3）津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

2 津波避難計画

（1）津波避難計画の周知

市（危機管理課・関係各課）は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画を津波災害対策編に位置付け、その内容の住民等への周知徹底を図る。

（2）避難行動要支援者

避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援者に提供し、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておく。

また、避難後の支援方策の検討に努める。

3 津波避難訓練の実施

市（危機管理課）は、県、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた市民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施する。

第5 その他の対策

1 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県、警察本部、市（危機管理課）、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- （1）津波警報発表時の警戒体制
- （2）津波警報の住民への伝達体制
- （3）住民の避難等
- （4）被害時の応急対策
- （5）震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- （6）沿岸地域の危険性の把握
- （7）その他連絡会が必要と認める事項

2 相談窓口の設置

市（危機管理課）は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第5節 火災予防対策

担当	【市】復興企画部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	--

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、「消防力の整備指針」に基づき、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して消防機械の充実強化を図る。相馬地方広域消防の通信施設等については、その運用に支障を来たすことがないように、広域消防及び他構成自治体との連携を図り、適宜、整備を行うこととする。また、消防職員及び消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置を検討する。

2 消防水利の整備

市（危機管理課）は、「消防水利の基準」に基づき、防火水槽の設置及び耐震化を推進するほか、プール、河川、ため池等の自然水利を活用して水利の多様化を図る。

3 救助体制の整備

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

市（危機管理課）は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する通電火災について、感震ブレーカーの設置や地震発生時のブレーカー遮断及びガスの元栓閉鎖など、避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、一般住宅からの火災発生を防止するため住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等（火災警報器）の普及に努める。

また、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防災管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に、病院、大型店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

市（土木課・都市計画課）及び県は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確

保に努める。

2 建築物の防火対策

市（建築住宅課）及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で、耐火構造の要否を判断するものとする。

公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類の延焼又は落下等による発火、爆発を防止するため、これらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 危険物等の災害予防対策

担当	【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島県
----	----------------------

第1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次被害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にする。

第2 危険物施設の災害予防対策

1 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

2 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

3 防災資機材等の整備等

危険物取扱事業者は、災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

4 防災訓練の実施

危険物取扱事業者は、災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

5 関係事業者の自主保安体制

市及び県は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

（1）危険物取扱者制度の効果的運用

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物取扱保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る

（2）施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

ア 危険物施設保安員の選任を指導する。

イ 危険物の取扱い等について技術の基準を遵守するよう指導する。

ウ 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

第3 安全対策の強化

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び県は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。

第7節 事故災害の予防対策

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・農林水産部・建設部・関係各課・施設管理課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・関東森林管理局・福島海上保安部
----	---

第1 海上災害予防対策

1 海上交通の安全の確保

（1）海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

（2）船舶の安全な運航の確保

福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

ア 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下この節において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

イ 県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図る。

ウ 市（危機管理課）は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

（2）応援協力体制の整備

関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。

県、市（危機管理課）及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

関係事業者、県、市（健康政策課）は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

県、市（健康政策課）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

県及び市（健康政策課）は、あらかじめ、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

（4）防災体制の強化

関係事業者は、海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に

応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）との連携強化に努める。

県は、海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実現できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行う。

市（危機管理課）は、沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努める。

また、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

（5）福島県沿岸排出油等防除協議会

福島海上保安部は、福島県沿岸海域において大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動等の推進を図るため、福島県沿岸排出油等防除協議会の体制の充実を図る。

県及び市（危機管理課）は、海上災害等の発生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。

（6）危険物等の大量流出時における防除活動

市（危機管理課）は、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材等の整備に努める。

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防用資機材の整備に努める。

（7）防災訓練の実施

県、市（危機管理課）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

3 啓発活動等の実施

福島海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努める。

第2 鉄道災害予防対策

1 鉄道交通の安全の確保

（1）鉄道交通の安全のための情報の充実

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。

（2）鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

ア 東日本旅客鉄道（株）は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努める。

イ 県、市（土木課）、道路管理者、東日本旅客鉄道（株）等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

東日本旅客鉄道（株）は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図る。

また、県、市及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。

（2）応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

（4）消防力の強化

東日本旅客鉄道（株）は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動についても、平常時から消防機関等との連携強化に努める

（5）防災訓練の実施

第7節第1に準ずる。

3 防災知識の普及・啓発

県及び東日本旅客鉄道（株）は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

4 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第3 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

2 道路施設等の整備

（1）道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。

（2）道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

（3）道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。その他は第7節第1に準ずる。

（2）応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

（4）消防力の強化

第5節第1に準ずる。

（5）危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

（6）防災訓練の実施

第7節第1に準ずる。

4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

5 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第4 危険物災害予防対策

第6節に準ずる。

第5 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくりの形成

第1節に準ずる。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

（1）気象情報の収集及び伝達

県及び市（危機管理課）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

（2）火災気象通報の伝達及び火災警報等

ア 消防法第22条の規定により、福島地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険と認められるとき、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。

イ 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝える。

ウ 市長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

エ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

第7節第1に準ずる。

（2）応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

（4）消防力の強化

第5節第1に準ずる。

（5）避難対策

市（危機管理課・施設管理課）は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所等を指定し、住民への周知徹底に努める。

（6）防災訓練の実施

第7節第1に準ずる。

4 防災知識の普及・啓発

県、市（危機管理課・建築住宅課）及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

5 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第6 林野火災予防対策

1 林野の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

（1）市（危機管理課・農林整備課）は、県と協議して、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

また、市（危機管理課・農林整備課）は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、消防計画及び地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

（2）森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。

（3）県及び市（危機管理課・農林整備課）は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

3 林野火災防止のための情報の充実

県及び市（危機管理課・農林整備課）は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネット

ワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

（1）防災情報通信網等の整備

第7節第1に準ずる。

（2）応援協力体制の整備

第7節第1に準ずる。

（3）救助・救急及び医療（助産）救護

第7節第1に準ずる。

（4）消防力の強化

市（危機管理課）及び消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、次の対策に努める。

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

（5）避難対策

第7節第5に準ずる。

（6）防災訓練の実施

消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するほか、第7節第1に準ずる。

5 防災知識の普及・啓発

（1）県は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

（2）消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

（3）関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努める。

6 要配慮者対策

第2部第3章第4節に準ずる。

第2章 災害応急対策への備え

第1節 防災体制の充実

担当	【市】復興企画部・関係各課・施設管理課
----	---------------------

第1 防災体制の整備

1 非常参集体制の整備

市（関係各課）は、災害発生時に必要な職員を動員するため、各部課で非常参集体制を定める。

なお、参集に当たっては「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底するため「災害時職員行動マニュアル」を遵守する。

また、交通の途絶等を想定した参集訓練等により行動の習熟と啓発を図る。

2 活動マニュアルの作成

市（関係各課）は、災害対策について、詳細な手順や役割等を定めた活動マニュアルを作成し、また、個別訓練や市組織の変更等を踏まえて見直しを実施する。

特に、発生当初の避難場所の開設や防災備蓄倉庫からの物資の搬出等の初動対応における明確化を図る。

3 業務継続計画の作成・修正

市（危機管理課・関係各課）は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 令和5年）等に基づき業務継続計画（BCP）を修正し、平常時からの業務継続のための環境づくりを推進する。

第2 庁舎機能の確保

市（施設管理課）は、市庁舎の建設等にあわせて、市役所が災害拠点として機能するよう、非常電源装置の設置、災害対策本部室の設備、通信設備等の充実を図る。

また、区役所等の防災拠点においても、非常電源の整備等の機能を強化する。

第3 消防団の強化

市（危機管理課）は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防団への加入促進、企業との連携、消防資機材等の整備を行う。

また、消防団に対する地域理解の醸成、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築・災害即応体制の強化を図るものとする。

第2節 情報収集伝達体制の整備

担当	【市】復興企画部
----	----------

第1 防災行政無線の整備

市（危機管理課）は、住民へ情報を伝達するため、沿岸部や難聴地域を中心に、防災行政無線屋外拡声子局を整備する。

第2 その他の通信設備の整備

市（危機管理課・デジタル推進課）は、防災行政無線以外に情報を伝達するために、防災メールへの登録促進や戸別受信機の配布等に努める。

また、アマチュア無線団体との連携を図る。

第3 最新の情報通信関連技術の導入

市（デジタル推進課）は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

担当	【市】健康福祉部・総合病院
----	---------------

第1 医療（助産）救護体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

1 救護所の指定及び整備と住民への周知

市（健康政策課・総合病院）は、総合病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により救護所を事前に指定し、広報紙等により住民に周知を図る。

2 救護班の編成体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議により、救護班の編成や救護所への配置、医療コーディネーターの選任等を事前に取り決めるなど、医療救護体制を整備する。

3 医薬品等の供給体制の整備

市（健康政策課・総合病院）は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、県が定めた「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要項」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要項」・「福島県災害時医薬品等提供マニュアル」に基づき、調達計画を策定するほか、薬剤師会や医薬品販売事業者等と連携を図る。

4 訓練の実施

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して、総合防災訓練等において傷病者のトリアージや搬送について訓練を行う。

第2 防疫体制の整備

市（健康政策課・健康づくり課・総合病院）は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第4節 緊急輸送体制の整備

担当	【市】復興企画部・商工観光部・施設管理課
----	----------------------

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路の指定

県は、県庁、地方振興局、市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定している。

2 臨時ヘリポートの指定

市（危機管理課・施設管理課）は、ヘリコプター臨時離着陸場として使用可能な施設について、管理者等と活用方法について協議して指定する。

第2 配送体制の整備

1 地域内輸送拠点の指定

市（商工労政課・施設管理課）は、救援物資を受入れるため地域内輸送拠点を指定する。地域内輸送拠点は、重量物の集積やフォークリフト等の活用が可能な場所とする。

2 民間事業者との連携

市（商工労政課）は、物資の受入れ、配送について、物流事業者と協定を締結している。この協定に基づき的確に運用が行えるよう役割分担や連絡方法等について検討し、連携を強化する。

第5節 避難施設・体制の確立

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・総合病院・教育委員会事務局・施設管理課
----	---

第1 避難計画の策定

市（危機管理課）は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難指示等を発令する基準 (2) 避難指示等の伝達方法 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 (5) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) 指定避難所の管理に関する事項 (7) 指定避難所の整備に関する事項 (8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項 (9) 広域避難に関する事項 (10) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 |
|--|

第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 施設の指定

市長（危機管理課・施設管理課）は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

指定緊急避難場所	・居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ・異常現象の種類ごとに指定
指定避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

また、新型コロナウイルス感染症による知見も踏まえた感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

(2) 管理者の同意等

市長（危機管理課・施設管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定するときは、当該施設の管理者の同意を得る。

(3) 知事への通知等

市長（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定をしたときは、その旨

を知事に通知するとともに、公示する。

（4）管理者の届出義務

指定緊急避難場所・指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届ける。

（5）指定の取消

市長（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

2 指定した施設等の整備

（1）施設の整備等

市（施設管理課）は、指定した施設に次の設備の整備、備蓄等を行うよう努める。

ア	避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備
イ	貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等
ウ	空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設・設備
エ	テレビ、ラジオ等の情報入手手段
オ	食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄

（2）誘導標識等の整備

市（危機管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

3 緊急避難場所・避難所を指定する場合の留意点

（1）地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

（2）学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的に教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前に協議する。

（3）県有施設の利用

市（危機管理課）は、地域の実情等を考慮し、県有施設を緊急避難場所又は避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

（4）その他の施設の利用

市（危機管理課）は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症による知見も踏まえた感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるため、あらかじめ協定締結などの連携を図る。

なお、市（危機管理課）は、災害発生時又は水害に備えた早期避難時における妊産婦等特段の配慮が必要な者の避難のために宿泊施設の提供等について南相馬市旅館ホテル組合と協定を締結し、その利用方法の周知に努める。

4 指定福祉避難所の指定

市（危機管理課・社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の生活を確保するため、指定福祉避難所を指定する。指定福祉避難所を指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示する。

また、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難の際に指定福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

さらに、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保する。

5 地域避難所の設置

（1）地域避難所の位置づけ

指定避難所等から距離がある、あるいは避難経路に危険箇所等があるなど避難時のリスクが大きい地域について、避難時の安全を確保する観点から住民の身近な場所に地域避難所を設置する。

地域避難所は、指定緊急避難場所に準じるものとし、指定避難所等を補完するものとする。

（2）地域避難所の設置

行政区や自主防災組織は、地域避難所の設置を検討し、市との協定により設置を行うことができる。

（3）地域避難所の運営

地域避難所の運営は、行政区や自主防災組織が主体的に行う。

（4）地域避難所の物資

市（危機管理課）は、地域避難所に水・毛布などの物資を配備する。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

市（危機管理課）は、ハザードマップ、市ホームページ等で住民等に指定緊急避難場所・指定避難所について周知する。

第4 学校、病院等における避難計画の作成

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者（健康政策課・こども育成課・総合病院・学校教育課・関係各課）は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

なお、社会福祉施設及び病院においては、広域避難も想定する。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

（1）避難実施責任者

- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保及び教育、保健、衛生並びに給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して避難計画を定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先として他の施設等への措置替えについても検討する。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の事項を検討して避難計画を定める。

- (1) 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を要する患者の臨時受入場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 病状に応じた移送方法、搬送用車両の確保
- (6) 通院患者に対する緊急避難場所及び避難所の周知方法

第5 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市（危機管理課）は、住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について、次の事項の周知啓発を図る。

- (1) 自宅及び職場の自然災害の危険性について、ハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所、避難先として安全な親戚・知人宅等、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物及び避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第6節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備等

担当	【市】総務部・復興企画部・建設部・施設管理課
----	------------------------

第1 食料、生活物資等

1 食料、生活必需物資の備蓄

（1）家庭内備蓄の啓発

市（危機管理課）は、防災週間や防災関連行事、ホームページ等を通じ、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。

（2）公的備蓄の推進

市（危機管理課）は、次の備蓄目標を定め、公的備蓄を行う。

備蓄目標	対象者：想定東北太平洋沖地震の想定避難者約 4,500 人
備蓄品の例	食料：クラッカー、缶詰、乳児用粉・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。 ※食物アレルギーにも配慮 応急活動用資機材：エンジンカッター、発電機、投光器、ブルーシート、土のう袋、ロープ等

（3）備蓄倉庫の管理

市（危機管理課・施設管理課）は、集中備蓄のため萱浜地区に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄食料・生活必需物資の管理を継続するとともに、災害発生時の鍵の開錠、搬出や配送等について方法を定める。

また、夜間や災害時の物資配送が困難な場合に備え、各指定緊急避難場所等の既存の倉庫や空きスペース等の活用のほか必要に応じて倉庫を建設し、指定避難場所等開設初期の避難者受入れに必要な物資等の分散備蓄を行う。

なお、物資の効率的な管理のため物資管理システムの導入について検討する。

また、備蓄物資及び物資拠点を物資調達・輸送調整等支援システムに登録するよう努める。

2 協定の締結

市（危機管理課）は、食料、生活必需物資の供給を受けられるよう、生産者、販売業者等との協定締結により、調達体制を構築する。

第2 飲料水等の確保

1 飲料水の確保

（1）家庭内備蓄の啓発

市（危機管理課）は、防災週間や防災関連行事、ホームページ等を通じ、住民に対し、1人1日3リットルの飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

（2）公的備蓄の推進

市（危機管理課）は、食料・生活必需品と同様に、想定避難者数を対象として、災害発生後3日分の飲料水の備蓄に努める。

2 資機材の確保

市（危機管理課・水道課）は、応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ろ過装置、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

第3 防災資機材等の活用

市（危機管理課）は、備蓄している応急活動用資機材を使い、地域で救助活動が実施できるよう、自主防災組織の訓練や研修を実施する。

第4 罹災証明書交付体制の整備

市（税務課）は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査及び罹災証明書の交付の担当部局を定め、調査担当者の育成、応援協定の締結、応援受入体制の構築等、罹災証明書の交付体制の整備に努める。

また、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第7節 廃棄物処理体制の整備

担当	【市】市民生活部
----	----------

第1 災害廃棄物処理体制の整備

市（生活環境課）は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定する。策定後は、定期的に見直しを行う。

第2 し尿処理体制の整備

市（生活環境課）は、断水や下水道の被害によりトイレが使えない場合を想定し、組み立て式の簡易トイレを備蓄するとともに、事業者との協定締結により調達体制を確立する。

第8節 ライフライン施設災害予防対策

担当	【市】建設部 【関係機関】東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）・相馬ガス（株）・東日本電信電話（株）
----	--

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

市（水道課）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- （1）水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- （2）基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- （3）施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- （4）水道施設の耐震化事業に対し、市の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

市（水道課）は、応急復旧用資機材の現状を把握し備蓄を図る。

3 相互応援

市（水道課）は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業体等、その他同時被災を免れると思われる水道事業体等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結する。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

市（下水道課）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して、次の対策を実施する。

- （1）ポンプ場及び処理場の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- （2）ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。
また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。
- （3）地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- （4）液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- （5）ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、

地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

- （6）施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

2 応急復旧用資機材の確保等

市（下水道課）は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所をあらかじめ特定するなどの備えを行う。

3 要員の確保

市（下水道課）は、応急復旧に必要な要員の配備計画を定め、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

第3 電力施設災害予防対策

東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、電力施設の防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定した電力の供給の確保を図るため予防措置を講ずる。

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定める。

2 事業計画

- （1）施設の耐震性等防災性能の強化計画
- （2）電気工作物の調査・点検等
- （3）災害対策用資機材（移動電源車等）の確保
- （4）災害対策用資機材の輸送体制の確立
- （5）防災訓練等の実施

第4 ガス施設災害予防対策

相馬ガス（株）は、ガス施設の耐震性等防災性能の強化及び被害の軽減のため、供給系統のブロック化等の諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定したガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずる。

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にする。

2 事業計画

災害応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

- （1）設備の耐震性等の強化計画
- （2）情報収集のための無線等通信設備の整備

- （３）防災資機材の管理等
- （４）有資格者の情報共有
- （５）復旧計画の策定
- （６）防災訓練の実施
- （７）防災関係機関との相互協力

第5 電気通信施設災害予防対策

東日本電信電話（株）は、災害時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。

また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、電源の確保等の万全の体制を期する。

1 実施計画

電気通信施設を確保するために次の諸施策を計画し、実施する。

- （１）公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの２ルート化と回線の分散収容を図る。
- （２）通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に特設公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。
- （３）指定避難所（各小中学校、生涯学習センター等）に電話用モジュージャックを設置し、災害時に電話を接続して無料の公衆電話として開設する。
- （４）架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- （５）交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- （６）商用電源が停止した場合の対策として、通信保持する蓄電池容量の適正化を図り、発電用予備エンジンを常備する。
- （７）災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置及び非常用可搬型交換装置等を主要地域に配備するとともに、大規模災害時はレスキュー隊及び応急復旧隊による広域応援体制の発動を行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- （１）気象に関する情報伝達訓練
- （２）災害時における通信疎通訓練
- （３）電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- （４）消防及び水防の訓練
- （５）避難及び救助訓練

第9節 災害時相互応援協定の締結

担当	【市】総務部・復興企画部
----	--------------

第1 自治体間の相互応援協力

市（危機管理課）は、県内外の市町村との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供や、広域避難における避難者の受入れ等での協力体制を構築する。

また、自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定を締結している市及び8自治体は、自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画に基づき支援が相互に円滑に行われるよう、平時からの連携に努める。

なお、協定の有無に関わらず、これまで支援を受けた自治体への支援については、本計画に準じ、各対策担当課において対応するものとする。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

市（危機管理課）は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

第3 受援体制の整備

市（総務課）は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備する。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、適切な空間の確保に配慮する。

また、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した受入れについて習熟を図る。

第3章 市民の防災活動の促進

第1節 防災教育の推進

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局・関係各課
----	------------------------

第1 防災知識の普及啓発

市（危機管理課）は、県及び防災関係機関と連携して、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

1 実施期間

防災教育は、次の期間を中心に実施する。

防災教育の内容	実施時期	
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間 山地災害防止キャンペーン	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日 5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月 12月1日～12月7日
地震・津波災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日 津波防災の日	1月15日～1月21日 1月17日 8月30日～9月5日 9月1日 11月5日

2 普及の内容

普及する防災知識は、次のとおりである。

ア	災害の特性
イ	最低3日間、推定1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ ットペーパー等の備蓄
ウ	非常持出品（救急用品、貴重品、懐中電灯、ラジオ等）の準備
エ	家具・ブロック塀等の転倒防止対策、耐震診断・耐震改修
オ	感震ブレーカーの設置等の火災対策
カ	飼い主による家庭動物との同行避難における準備（餌、ケージ等）
キ	保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
ク	避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
ケ	警報等の気象情報、高齢者等避難、避難指示等の意味
コ	警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
サ	様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行

動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 シ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
 ス 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等）の取り決め

3 普及の方法

普及の方法は、次のとおりである。

ア 各種防災訓練	イ 防災講座・講話	ウ 広報みなみそうま
エ ハザードマップ	オ 市ホームページ	カ SNS
キ 防災マニュアル 等		

第2 防災上重要な施設における防災教育

県、市（危機管理課・関係各課）及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属するすべての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

各施設の管理者等は、施設の利用者に対してもチラシ等を通じて、避難方法等について啓発を図る。

第3 職員に対する教育・啓発

市（危機管理課）は、全ての市職員に対し、次の防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。

- 1 新任研修において、市の防災対策や災害対策従事者としての心構え等の教育を行う。
- 2 学識経験者等を講師として招き、防災講習会等を開催する。
- 3 応急危険度判定、住家被害認定等の研修会に参加する。
- 4 災害時の図上訓練等を実施する。
- 5 災害時職員行動マニュアルの徹底

第4 学校教育における防災教育

市教育委員会（学校教育課）は、学校教育を通じて、学校種別や児童生徒の発達段階に応じて防災教育を行う。

1 学校行事における防災教育

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団等との連携により、体験的・実践的な避難訓練や疑似体験、保護者への引き渡し訓練など、防災をテーマとした学校行事を実施する。

2 教科等による防災教育

社会科、理科、保健体育科及び総合的な学習の時間において、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

3 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

市（文化財課）及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市（文化財課）及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2節 防災訓練の充実

担当	【市】復興企画部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	-----------------------------------

第1 総合防災訓練

市（危機管理課・関係各課）は、大規模な地震、津波、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等の参加の下に、実践的で総合的な防災訓練を実施するように努める。

訓練項目は、概ね次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、情報収集、意思決定
(2) 避難誘導（要配慮者誘導を含む）
(3) 地域住民による初期消火、救助
(4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）
(5) 道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
(6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPGガス施設応急復旧
(7) 救援物資輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等
(8) 応急医療救護（トリアージ） |
|--|

第2 個別訓練

1 自主防災組織等の自主防災訓練

市（危機管理課）は、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団と連携して、自主防災組織や行政区等を単位とした自主防災訓練を支援する。主な訓練内容は、次のとおりである。

- | | | |
|------------------|------------|---------------|
| (1) 避難誘導訓練 | (2) 初期消火訓練 | (3) 救出・応急手当訓練 |
| (4) 救助訓練 | (5) 給食給水訓練 | (6) 安否確認訓練 |
| (7) 避難所設置・運営訓練 等 | | |

2 事業所（防火管理者）の訓練

学校、病院、工場、事業所、大型店舗及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 市の個別訓練

市（危機管理課・関係各課）は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等の機会をとらえ、職員の参集・動員訓練、水防訓練、災害対策本部運営訓練等を実施し、各部各班が自ら判断し行動できる体制を構築する。訓練の実施後においては、地域防災計画、各種の行動マニュアル等にその結果を反映させて見直しを図るとともに、次回の訓練にも反映させる。

- | | | |
|----------------|----------------|-------------|
| (1) 水防訓練 | (2) 通信訓練 | (3) 参集・動員訓練 |
| (4) 災害対策本部運営訓練 | (5) 避難所設置・運営訓練 | (6) 避難訓練 等 |

第3節 自主防災組織等の育成

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部
----	------------------------------

第1 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の編成促進

市（危機管理課）は、自主防災組織が未結成の地区において、行政区単位の規模で自主防災組織を結成するよう働きかける。

組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- （１）大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- （２）他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- （３）地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- （４）自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

2 自主防災組織の活動支援

市（危機管理課）は、自主防災組織の活動を充実するため次の対策を行う。

（１）研修会

県が主催する自主防災組織のリーダー研修会や自主防災活動促進事業に参加するよう広報活動を行う。

（２）自主防災組織への支援

地域での防災訓練や資機材整備等の支援を行う。

3 自主防災活動

自主防災組織は、平常時に次の活動を実施する。

- （１）自主防災計画（地区防災計画・自主防災組織図）の作成
- （２）防災知識の普及啓発
- （３）地域の安全点検（危険箇所、避難場所、井戸等）
- （４）避難行動要支援者の確認
- （５）防災訓練
- （６）資機材の整備、点検

第2 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・改善するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の取組も通じて、防災活動の実施に努める。

市（危機管理課）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ参加

呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

第3 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する。

市（危機管理課）は、地区防災計画の提案を受けた場合、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

第4節 要配慮者の安全確保

担当	【市】復興企画部・健康福祉部・こども未来部・総合病院・施設管理課
----	----------------------------------

第1 避難行動要支援者の避難支援

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、避難行動要支援者名簿を作成し避難支援体制を構築する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

（1）避難支援等関係者となる者

市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織とする。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の者とし、その取扱いについては本計画のほか、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び同施行規則に定める。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者 |
| イ | 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者） |
| ウ | 知的障がい者（療育手帳を所持している者） |
| エ | 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している者） |
| オ | 難病患者 |
| カ | 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している者 |
| キ | 乳幼児 |
| ク | 妊産婦 |
| ケ | 外国人 |
| コ | その他市長が特に認める者 |

（3）名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりである。個人情報は、市の行政データ等を活用する。

- | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|------|---|---------------|---|--------|
| ア | 氏名 | イ | 生年月日 | ウ | 性別 | エ | 住所又は居所 |
| オ | 電話番号その他の連絡先 | | | カ | 避難支援等を必要とする事由 | | |
| キ | 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 | | | | | | |

（4）名簿の更新に関する事項

名簿は、1年に1回以上更新する。

（5）情報漏洩を防止するための措置

適正な情報管理が行われるよう、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき遵守を徹底する。

また、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

名簿を避難支援等関係者に提供する場合は、誓約書提出や協定等を締結する。

（6）名簿の提供先

災害時要支援者名簿は、次の関係者へ提供する。

ア 南相馬市関係課	イ 民生委員・児童委員	ウ 社会福祉協議会
エ 行政区（行政区長）	オ 自主防災組織	カ 消防団
キ 女性消防隊	ク 福祉施設等関係事業所	

（7）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
災害発生時は、緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等メールサービスなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

（8）避難支援等関係者の安全確保

津波発生時等の退避ルール等を定める。

2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。

3 個別避難計画の作成

（1）個別避難計画の作成

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等と協力して、避難行動要支援者一人ひとりの支援に関する個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成に当たっては、避難行動要支援者名簿と同様に、支援者への提供、支援体制等を検討する。

また、地区防災計画と整合させ、訓練等に当たっては両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（2）個別避難計画を優先して作成する者の範囲等

個別避難計画作成を優先すべき対象は次のとおりとし、令和7年度を目途に作成を行う。

居住地为洪水・津波・土砂災害等のハザードにかかる者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする
ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
イ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
ウ 難病患者

（3）個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称
イ 避難支援等実施者の住所又は居所
ウ 避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
エ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

4 個別避難計画の提供と活用

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意等がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難浸透が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

5 避難した要配慮者の振り分け基準等の検討

市（社会福祉課・長寿福祉課・関係各課）は、避難した要配慮者について、避難所の福祉避難スペース、福祉避難所、医療機関に振り分けるための判断基準や実施体制について検討し、関係機関等と共有するとともに、訓練等を通じて検証を行う。

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設の耐震化や防災設備の整備等、施設の安全性を高めることに努める。

また、大規模停電に備え72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制には、十分に配慮する。

また、市と連携して地域との協力体制が得られるような体制や、施設間の協定締結により相互での受入れができるように努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。

第3 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市（関係各課）は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を検討する。

2 防災知識の普及・啓発

市（関係各課）は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的な知識等の理解を高めるよう努める。

また、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、避難行動についての啓発を行う。

第4 病院入院患者等対策

市（総合病院）は、市立病院における患者等の安全を確保するために、避難計画等を作成するなどの対策を行う。

第5 外国人に対する防災対策

市（危機管理課・施設管理課）は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

- | |
|---|
| ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実 |
| イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示 |
| ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育 |
| エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援 |

第6 避難所の配慮

市（危機管理課・施設管理課）は、指定緊急避難場所・指定避難所に指定が想定される公共施設を整備する場合、多目的トイレやスロープの設置など、ユニバーサルデザイン化に配慮する。

また、避難生活において特別の配慮を必要とする者が生活できるような機能等を有した施設等を、福祉避難所として指定する。

第5節 ボランティア等との連携

担当	【市】健康福祉部 【関係機関】市社会福祉協議会
----	----------------------------

第1 ボランティア活動の啓発

市（社会福祉課）は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加、ボランティア保険等について啓発に努める。

第2 ボランティア団体の把握・登録

市（社会福祉課）は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの体制整備

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営体制について検討するとともに、ボランティアコーディネーターの研修会等に職員やボランティアを参加させるなど養成に努める。